

平成 24 年 5 月 28 日

議長 東 充 洋 殿

議会改革検討委員会  
富木 つや子

## 平群町議会基本条例制定の経緯及び現状についての視察記録

日 時 平成 24 年 5 月 24 日（木）10 時～11 時 30 分

場 所 平群町議会

説 明 者 平群町議会

山田議長、高幣副議長、山口議会運営委員長、井戸議会運営副委員長、議会事務局 1 名

参 加 者 上牧町議会

東議長、堀内委員長、富木副委員長、石丸委員、服部委員、長岡委員、辻委員、議会事務局 2 名

資 料 別紙一式

### ○ 山田議長より挨拶

議会基本条例制定は、天理市に続いて奈良県下で 2 番目、町村では初であるがこれからの出発点である。これまで議会報告会や懇談会の開催現在、議会ネット中継も進めており、今後も町民にわかりやすい開かれた議会づくりに取り組んでまいりたい。

### ○ 議会基本条例制定の経緯について

議会は、住民の代表機関としての役割や活動内容などを、これまで積極的に町民へ情報発信できていなかったため日頃から、議員は町民のためにどんな仕事をしているの？議会の実態がわからないという住民から指摘を受けていた。これでは議会として町民への役割や責任を果たしていないと、議会改革に取り組むことになった。町民にわかりやすい開かれた議会を構築するために基本事項を定め、議会の役割と活動の指針を明確すべく平成 22 年 3 月平群町議会基本条例（7 章 16 条）を制定した。

### ○ 議会基本条例の主な概要についての説明

- ・ 議会及び議員の活動原則・・・議員の自由討論と住民の意見反映と意見交換・情報発信を
- ・ 議 会 報 告 会・・・地域に出向いて積極的に説明責任の場を持つ

- ・ 議 会 懇 談 会 . . . 積極的に住民や団体との意見交換のための場を持つ
- ・ 反 問 権 . . . 質疑の応答は一問一答式で行い、町長等は議員に反問ができる
- ・ 政 策 評 価 . . . 町の重要政策等は、町長に対し執行後の政策評価を行う
- ・ 議員の賛否公表と議会広報 . . . 議会情報発信のため、読みやすい議会だよりを発行する

○ 運用の現状

- ・ 平成 22 年 12 月、平群町中央公民館で第 1 回議会報告会を開催
- ・ 平成 22 年、各団体と議会懇談会を 5 回開催
- ・ 議案に対する議員の賛否の公表
- ・ 議会だよりの充実の取り組み

○ 課題として

議会基本条例を制定しても運用していかなければ意味がない。  
開かれた議会を目指していくために、各議員が議会基本条例をしっかりと熟知し議員活動の活性充実に努めていかなければならない。